

# <旭川市請求用> 郵送による戸籍証明の請求書

※戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系者以外の方が請求するときは、委任状が必要です。  
※直系者として請求する場合、本市の戸籍で直系者である確認ができないときは、請求する方と必要な戸籍に記載されている対象者との御関係がわかる戸籍の写しを添付してください。  
※身分証明書・独身証明書を本人以外の方が請求するときは、委任状が必要です。

## 1 証明が必要な戸籍について

本籍	旭川市		
フリガナ	1か月以内に請求戸籍に関する届出をした方はご記入ください。 ( )届を( )役所へ( )月( )日提出		
筆頭者氏名	生年月日	明 大 昭 平 令	年 月 日

## 2 何が必要ですか

		手数料	※手数料は市町村により異なります。
戸籍	全部事項証明(謄本)	通 450円 (1通)	その他の証明 独身証明書(1通350円) 通 (どなたの ) 受理証明書(1通350円) 通 ( )届・年 月 日提出
	個人事項証明(抄本) (どなたの )	通	
改製原戸籍 (昭和・平成) 除籍	全部事項証明(謄本)	通 750円 (1通)	【 】 通 【 】 通 ※複数通の証明を希望される場合は、通数分の料金をご用意ください。
	個人事項証明(抄本) (氏名 )	通	
附票	全員のもの	通 350円 (1通)	※附票で、過去の住所履歴で必要な住所がある場合はその住所を記入してください。 (現在の附票は平成18年11月以降の履歴となります) ( ) ( ) ( )
	一部のもの (氏名 )	通	
身分証明書	(どなたの )	通 350円 (1通)	

## 3 使いみちなど

使いみち提出先等	パスポート申請 戸籍届出( )届のため その他( ) 相続のため【預金・不動産(土地・家屋等)・相続放棄・生命保険・その他( )】 ○をつけ、( )内に記入ください。 →提出先【( ) 銀行・信用金庫・法務局・裁判所 その他( )】 →被相続人【(亡くなられた方 ) 亡くなられた日( )年( )月( )日】
特に必要な戸籍がある場合はご記入ください。	誰のどのような記載が必要か具体的にご記入ください。 (例:「〇〇〇〇の死亡記載が必要」「〇〇〇〇の出生から死亡までの戸籍が1セット必要」) ※相続手続等に必要な戸籍を請求する場合、亡くなられた方及び相続人に係る戸籍がある場合はその写しを全て添付してください。

## 4 請求者

住所			
フリガナ	生年月日：大・昭・平・令		
氏名	年 月 日 ※法人、弁護士等の場合は代表者印・職印も押印してください。		
日中に連絡のとれる電話番号(携帯電話可)			
戸籍に記載されている方から見てあなたは	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫(子〔 )の子) <input type="checkbox"/> 祖父母( )の父母 <input type="checkbox"/> その他(関係 )		

※この請求書のほかに、次のものを同封してください。

- ・手数料(郵便局の定額小為替(又は普通為替)を購入し同封してください。)※切手、印紙、証紙は受付できません。
  - ・請求者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、個人番号カード等)のコピー(戸籍・除籍・原戸籍の場合パスポート不可)
  - ・返信用封筒(宛先・宛名を書いて、切手を貼ってください。)※速達、簡易書留等の場合はその料金分の切手もお貼りください。
- ※送付先は、原則として請求者の本人確認書類にある住所又は住民登録地となります。  
(注意) 偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第133条)

## 5 郵送での請求先・問い合わせ先(旭川市に本籍がある方) ※請求先は本籍のある市町村です。

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市役所 市民課 電話(0166)25-6204